

第6回北斗市農業委員会総会議事録

令和4年8月25日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和4年8月25日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 1階 会議室					
委員の出欠状況 (出席 12名) (欠席 2名)	1番	澤 田 亨	出席	8番	落 合 修	出席
	2番	山 本 正 人	出席	9番	吉 田 勝 幸	出席
	3番	齊 藤 介 男	出席	10番	佐々木 敬 子	出席
	4番	笠 原 勝 幸	欠席	11番	時 田 孝 喜	出席
	5番	佐々木 秀 樹	欠席	12番	加 藤 隆	出席
	6番	岡 村 栄 士	出席	13番	佐々木 勝 利	出席
	7番	中 川 哲	出席	14番	和 田 勝 雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉 田 賢 一 係 長 大 森 千 里 再 任 用 澤 口 則 之					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第1号 土地の現況証明書（専決事項）の交付について</p> <p>報告第2号 農地法第3条の規定による届出について</p> <p>報告第3号 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて</p> <p>議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について</p> <p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第4号 土地の現況証明調査委員の指名について</p>
<p>委員提出議案 等の標題</p>	

第6回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和4年8月25日 午後 1時28分

- | | | |
|-------|--|---------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 土地の現況証明書（専決事項）の交付について | （報告第1号） |
| 日程第 4 | 農地法第3条の規定による届出について | （報告第2号） |
| 日程第 5 | 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて | （報告第3号） |
| 日程第 6 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について | （議案第1号） |
| 日程第 7 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について | （議案第2号） |
| 日程第 8 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について | （議案第3号） |
| 日程第 9 | 土地の現況証明調査委員の指名について | （議案第4号） |

第 6 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 4 年 8 月 2 5 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	土地の現況証明書（専決事項）の交付について	会長	報告済	1 件
2	報告第 2 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	7 件
3	報告第 3 号	農地移動適正化あっせん申出の取下げについて	会長	報告済	1 件
4	議案第 1 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	会長	決定	1 件
5	議案第 2 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について	会長	決定	5 件
6	議案第 3 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について	会長	決定	1 件
7	議案第 4 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—

第6回北斗市農業委員会総会

(午後 1時28分 開会)

<p>(開会宣言) 和田会長</p>	<p>どうも皆さん、お疲れのところ御苦勞様でございます。</p> <p>天気が悪くて、ネギなどの作業が続かないというような話も聞こえていまして、値段のほうもトマトが若干良いと、ネギもそんなに極端に下がらないということが幾らかの励みになっているのかなと思います。</p> <p>なかなか思うように、来年の肥料、資材等が高くて計画がちょっと大変だというような声が聞こえております。一方で、食糧不足だと言って日本の米は余っているような状況で、値段がどうなるのかと心配している次第でございます。ここに、農協の役員さんが2人いますので、どうかひとつ米価のほうを何とか頑張ってくださいと思います。それが、農家の皆さんの励みになるかと思えます。農家の方々は大変苦しいような状況で、大きい農家になればなるほど逆に大変なのかなと、細々と小さくやっている人のほうが良いのかなというような気もします。大変な時代が来ましたがけれども、各担当の役員さんは頑張ってくださいと思います。</p> <p>そんな中で、皆さんに事務局のほうから農地の状況把握の文書が行ったと思います。2人のところもあれば4人のところもありますけれども、お互い話をして確認をしていただきたいと思えます。専業地帯であれば、そんなに荒れた畑だとか田んぼはありませんけれども、ちょっと高齢化のところなどが若干あります。皆さんに協力していただきまして、ひとつよろしく願いいたします。</p> <p>長々とお話ししましたがけれども、本日は報告3件、議案4件であります。</p> <p>御審議のほどよろしく願い申し上げまして、簡単ですが挨拶といたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の動向をお知らせいたします。</p> <p>4番笠原委員、5番佐々木秀樹委員より欠席の届出がありましたので、お知らせいたします。</p> <p>北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。直ちに日程に入ります。</p>
<p>日程第1 議長</p>	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。</p>

	<p>議席番号 1 1 番時田孝喜委員、議席番号 1 2 番加藤隆委員の両名を指名いたします。</p>
<p>日程第 2 議 長</p>	<p>日程第 2 会期の決定についてをお諮りいたします。 本総会の会期は、本日 1 日と決定することに、御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議 長 御異議なしと認め、本総会は本日 1 日と決定いたしました。</p>
<p>日程第 3 議 長</p>	<p>日程第 3 報告第 1 号「土地の現況証明書（専決事項）の交付について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p> <p>議 長 事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 本件に関しましては、市渡小学校より南側の土地で、地目変更するため、このたび現況証明願いが出されたものでございます。 この土地につきましては、昭和 5 5 年 8 月に農地法第 5 条の規定による許可を受けた土地でありまして、現況が転用目的に供した土地であると認められることから、北斗市農業委員会土地の現況証明願処理要領第 8 条第 1 項第 2 号の規定により専決処分しましたことを御報告するものでございます。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議 長 御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第 4 議 長</p>	<p>日程第 4 報告第 2 号「農地法第 3 条の規定による届出について」を議題といたします。 番号 1 から番号 7 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p> <p>議 長 事務局長より説明があります。</p>

<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出ることとなっております。 番号1につきましては、中山会館より南東側の農地でございます。番号2につきましては、市営住宅一本木南団地より南東側、千代田稲荷神社より東側などの農地でございます。番号3につきましては、千代田稲荷神社より南側などの農地でございます。番号4につきましては、メイホク食品(株)より東側の農地でございます。番号5につきましては、メイホク食品(株)より東側などの農地でございます。番号6につきましては、函館日野自動車(株)より北側の農地でございます。番号7につきましては、永遠の森火葬場より北東側の農地でございます。これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。 なお、番号5につきましては、この後の議案第2号（賃貸借の決定）において御審議いただく予定となっております。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 3番齊藤委員。</p>
<p>齊藤委員</p>	<p>相続した人で、地区名とか地区名とか遠くの人たちがいますけれども、耕作は大丈夫なんですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御質問にお答えいたします。 番号1の方につきましては、現在、地域の担い手の方と賃貸借を結んで管理をさせていただいているところでございます。あと、地区名につきましても、現在、全部ではございませんが契約を交わしている場所があるということでございまして、番号5につきましては先ほど申し上げましたが、この後、賃貸借契約の申し出がされているというところでございます。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>齊藤委員</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にございませんか。 7番中川委員。</p>
<p>中川委員</p>	<p>図面の2ページ、地区名という2-1の図面なんですけども、番号1には地区名のほうが付いてないんですけども。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長。</p>

事務局長	<p>お答えいたします。 参考図面の2ページの「地区名」と書かれている部分は、「地区名」となるんですが、今回届出された土地を黒く塗りつぶしているところの下に一点鎖線で、何とも説明しづらいですけど、線で囲っています…。</p>
中川委員	<p>1のほうに「地区名」が載っていないんですよ。「地区名」だけ載っていて。</p>
議 長	<p>事務局大森係長。</p>
大森係長	<p>図面に「地区名」と書いていますけども、局長から説明がありましたけれども、点線の内側のほうが「地区名」なんです。「地区名」しか表示されていませんけれども、大きな地図になるとこの黒く塗っている地区は「地区名」ですよという表示になるものですから、印刷した地図がちょっとわかりづらいかもしれませんが、今回2-1という番号で書かれている印刷した図面は「地区名」を説明したくて書いたということになっております。</p>
議 長	<p>中川委員。</p>
中川委員	<p>それは、どこに記載されているんですか。</p>
議 長	<p>事務局長。</p>
事務局長	<p>今の、第2号の番号2の上のほうに「地区名」が4筆ございます。それが、図面2ページの黒塗りの部分でございまして、一本木という表記がなかったということでございます。 この方は、「地区名」、「地区名」、「地区名」と土地が3カ所ありますので、それで番号2-1が「地区名」の部分、番号2-2が「地区名」の部分、番号2-3を「地区名」の部分ということで、拡大したほうがわかりやすいように分割させて皆様にお配りさせていただいたということでございます。</p>
議 長	<p>中川委員。</p>
中川委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>他にございませんか。なければ、本件は報告済みといたします。</p>
日程第5 議 長	<p>日程第5 報告第3号「農地移動適正化あっせん申出の取下げについて」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)</p>

議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、北海道立道南農業試験場より西側の農地でございます。令和4年3月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、売買先が決まったことから取り下げるものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第6 議 長	<p>日程第6 議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号1を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、メイホク食品(株)より東側の農地でございます。平成28年3月よりこの土地を耕作してきました方へ売買するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第7 議 長	<p>日程第7 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号3までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>

議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、特別養護老人ホーム敬楽荘より北西側の農地でございます。この案件につきましては、農地中間管理事業を活用するもので、公益財団法人北海道農業公社が借り受けたのち番号2の担い手の方へ貸し付けるものでございます。</p> <p>この北海道農業公社による農地の借入れ・転貸につきましては、市町村の集積計画及び配分計画の審議を経たのち、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づいた知事認可・転貸まで約2カ月間を要していましたが、令和元年の法改正により市町村の集積計画のみで一括して権利設定を可能とする仕組みとなったことから、このような形での上程となったもので、借入れから転貸までの手続期間が短縮されたことにより農地中間管理事業が使いやすくなっているものでございます。</p> <p>番号3につきましては、報告第2号（農地法第3条の規定による届出）がありました、メイホク食品(株)より東側などの農地でございます、遠隔地のため隣接する農地を耕作する方へ貸すものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	<p>次の番号4の案件につきましては、個人名委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>個人名委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号4を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号4につきましては、農業振興センターより南東側などの農地でございます、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>

議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(個人名委員 復席)</p>
議 長	<p>次の番号5の案件につきましては、個人名委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(個人名委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号5を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。 番号5につきましては、大工川会館より南西側などの農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(個人名委員 復席)</p>
日程第8 議 長	<p>日程第8 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。

